

2017 年度事業報告・総論（要約）

はじめに

私たちは、センターの事業と組織の在り方をその長い歴史の中に置いて改めて見返した時、2017 年度が次のステップに向けた転換点にあることを認識せざるをえません。こうした状況は、過去 30 数年にわたるセンターの歴史においても幾度か存在し、私たちの先輩はその都度転換期を乗り越えて来ました。2017 年度の事業報告をまとめるに当たり、私たち自身が次年度以降に繋がるこの新たな転換期をオールセンター体制で成功裏に乗り越えて行かなければならないという想いを強くしています。

この事業報告総論は、こうした認識を背景としつつまとめました。

1 人材育成事業の推進（公 1）

各事業は、その中心に、人材育成の視点を据えて取り組みました。技能実習事業や日本語教育事業、さらには新規事業等、私たちが理念とするアジア各国で働く人々の福祉と生活の向上に寄与し、母国で活躍する人材の育成を目指しました。

1) 技能実習事業

技能実習新法への対応は、東京本部レベルでは、「新法対応 PT」「新法連絡委員会」を設けて新法を分析し、具体的業務に反映するとともに、地方担当者についても 2 回の全国監査会議と監査担当地方連絡会議を通じて情報と認識の共有化を図り、11 月施行に向けて事前・事後の準備を進めました。

17 年度上半期時点においては、事業は順調な推移を見せ、新たな技能実習制度下での優良監理団体の資格取得と相まって、中長期的な財政の安定化を通じて持続可能な組織を目指す上で明るい先行きを予見させるものでした。しかし下半期には、11 月の新法施行に伴う作業の増大と複雑化の中で、書類作成作業とその支援体制面をはじめとしてかつて無いほどの事務局の脆弱さを露呈することとなりました。

その意味で、とりわけ 2017 年度から 2018 年度に至る過程は、事業展開の在り方や働き方、事務局体制についてこれから乗り越えて行かなければならない課題が改めて浮き彫りにされた時期でもありました。

技能実習制度を活用した介護士の育成をはかるために、1 月には「人社部国際交流サービス中心（サービスセンター）」をはじめとする実習生送り出し団体の関係者を招聘し、実際に 3 日間介護施設に泊まり込んで介護の実態を体験してもらいました。

しかしながら、介護分野においては、前職要件の厳しさと、求められる日本語能力のレベル（N3 級）、さらには報酬の妥当性等々高いハードルがあるのが現実です。

この結果、サービスセンターとは、現状では介護実習生の送り出しと受け入れは困難として当面

は見送ることに合意しました。しかしながら、これからも様々な条件を整える中で、パイロット的な介護実習を通じて知識と経験の蓄積に努め、将来的には、社会の高齢化が進む中国をはじめとしてアジア各国で活躍する介護人材を育成するという当初の事業理念を追求して行きたいと考えています。

2) 日本語教師派遣事業

日本語教育に関わる 2017 年度の事業は、「中国国家外国専門家局（専門家局）」との連携の下に事業計画通りに実施することが出来ました。4 月 1 日の北京経験交流会から始まって、新規 5 名の教師を派遣し、青島と江西省での中国人日本語教師スキルアップ研修会を開催しました。この間、新規派遣教師の拡大を視野に入れながら 2018 年 8 月 31 日で失効する現行の教師派遣に関する協議書の更新に向けた調整を行ってきました。

しかし、3 月 5 日に開会した全国人民代表大会（全人代）の組織統合に関する決定によって、専門家局は、中国科学技術部に統合されることになりました。差し迫っている 2018 年 9 月の日本語教師派遣に対処するために関係する団体と当面以下について合意することができました。

- ① 専門家局は専門家局派遣教師に認められている 64 歳までの年齢的特権を維持することを保証する。
- ② 現行の協議書は 8 月 31 日まで有効であることを確認する。
- ③ 9 月派遣教師の中国側実務は、専門家局傘下の会社が担当する。

候補者は、派遣要件である 2 日間の集中研修会を経て中国側に最終的に通知されましたが、制限年齢を超えた 1 名を除いて 7 名の新規派遣希望者全員が学校から招聘を受けることが出来ました。

また、専門家局との契約期間が過ぎる 9 月以降の派遣教師には、保護が提供されなくなる恐れがあることから、専門家局傘下の会社と個別に会談を行い、以下につき合意しました。

- ① 9 月 1 日以降の協議書の締結については 専門家局あるいは専門家局傘下の会社と 1 年間の暫定協議書を締結する。
- ② 暫定期間以降については 1 年間の状況を見つつ別途協議する。その際は、教師報酬を倍増して若くて優秀な人材の確保をはかる等、検討する。

中国人日本語教師のスキルアップ事業についても、継続するか否か、専門家局の方針決定待ちの状況ですが、今後この事業の継続を追求するためには、従来（1 つの大学を会場とし専門家局が近郊の大学に参加を呼び掛ける）とは違う方法の可能性について意見交換を行いました。

2 新規事業（来日研修支援事業）の展開（公 2）

センター、服務中心、北京師範大学附属中国公益研究院（注）の 3 者の連携により「介護管理者/運営者日本研修コース（仮称）」の準備を進めました。コースは、1 年間で複数回実施するものとし、主なテーマは、中国側の要望を受けて、①介護と経営、②認知症と介護、③福祉機器と介護、④介護の実際（1 日体験）を予定しています。

3 事務局体制の強化

センターの組織と事業が転換期にある中で、2018 年度以降の新たなステージにおける飛躍に向けて人材を確保しました。

おわりに

次のステージに向けた転換点と転換期。今まで述べてきた 2017 年度の事業報告を端的に表現するならば、この短い言葉に要約出来るかもしれません。

私たちは、状況的には困難な中にありながらも、技能実習新法の施行から 2018 年以降の新たな時代に繋がるステージに向けてこの過渡期を成功裏に越えて行かなければなりません。技能実習の事業であれ、日本語教育の事業であれ、施設管理者日本研修コースの新規事業であれ、センターが掲げる人材育成理念の実現に向けてチャレンジを続けます。

今後とも、みなさまのご支援とご協力をどうぞお願いいたします。